

## 業務契約書（案）

業務名称 100歳高齢者祝福事業に係る贈呈品の梱包及び配送等業務  
業務期間 令和8年7月28日から令和8年11月4日  
業務契約料 ¥ (うち消費税及び地方消費税の額¥ )

頭書の業務について、兵庫県（以下「甲」という。）と (以下「乙」という。) とは、次のとおり業務契約を締結する。

### （総則）

第1条 乙は、この契約、別添仕様書及び甲の指示するところに従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、この業務を履行するものとする。

2 仕様書に明記されていない事項があるときは、甲乙協議してこれを定める。

### （契約保証金）

第2条 ①乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として、金 円を納入する。

[担保を徴するときは、担保の種類及び額]

② 甲は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号。以下「財務規則」という。）第100条第1項第 号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

### （秘密の保持）

第3条 乙は、この業務の処理に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### （個人情報の保護）

第4条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

### （権利義務の譲渡）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （再委託の禁止）

第6条 乙は、委託事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項における主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。

3 乙は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

4 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。

5 乙は、委託事務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

6 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

7 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(生成AIの利用に関する保証)

第7条 乙は、委託事務を処理するに当たり、生成AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を利用する場合には、甲に対し、委託事務の処理の過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。

(生成AIへの入力及び出力結果)

第8条 乙は、委託事務を処理するに当たり、生成AIを利用する場合には、委託事務の処理に関して知り得た秘密及び個人情報を生成AIに入力してはならず、生成AIの出力結果を確認して修正することなく成果物として甲に提出してはならない。

(内容の変更等)

第9条 甲は、必要に応じて、この業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、契約料又は業務期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(調査等)

第10条 甲は、乙のこの業務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又はこの業務の処理に関して乙に適正な履行を求めることができる。

(事故等の報告)

第11条 乙は、この業務の遂行に重大な支障をきたし、又はきたすおそれのある事故等が発生した場合には、速やかにこの旨を甲に報告して、その指示を受けなければならない。

(実績報告等)

第12条 乙は、この業務に関する実績を事業実績報告書(様式)により、業務期間満了後1か月以内に甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の事業実績報告書の提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に、この業務の完了を確認するための検査をしなければならない。

(契約料の支払)

第13条 乙は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、甲に対し、契約料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払の請求があったときは、その日から30日以内に契約料を支払わなければならない。

(契約料の精算等)

第14条 乙は、契約料をこの業務以外の経費に使用してはならない。

2 乙は、第12条第1項に規定する事業実績報告書の提出に合わせて、契約料の精算を行わなければならない。

3 前項の精算においては、契約料から生じた収入がある場合は、その収入を第一順位でこの

業務に要した経費に充当するものとし、契約料は第二順位で充当するものとする。

(契約不適合責任)

第15条 甲は、契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して、履行を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の請求に代え、又は当該請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて契約料の減額を請求することができる。この場合において、契約料の減額の割合は配送期間後初日を基準とする。
- 4 請求、前項に規定する契約料の減額請求（以下「契約料減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、乙が、その指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。
- 5 甲が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、請求、契約料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙がこの業務実施時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合の違約金)

第16条 乙の責に帰すべき理由により、履行期限内に契約を履行しないときは、乙は、違約金を甲に支払わなければならない。

- 2 前項の違約金の額は、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、委託料につき年10.75パーセントの割合で計算した額とする。ただし、履行が可分の契約で契約料を分割して計算することができるときは、履行遅滞となった部分の契約料について計算した額とする。

(解除等)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙又はその代理人その他の使用人が監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。

第17条の2 甲は、乙が次の事項の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めたとき。
- (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でない認められるとき。

第17条の3 甲は、第17条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

- 2 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、契約料の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約が解除された場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
- 3 前項の場合において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 4 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 5 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第18条 甲は、第20条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)であると判明したとき、又は第6条に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第19条 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

2 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第20条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第21条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求(以下「不当介入」という。)を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

(適正な労働条件の確保)

第22条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(遅延利息等)

第23条 乙は、第16条第1項又は第17条の3第2項の規定による違約金を甲が指定する期限までに納付できない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

(賠償の予約)

第24条 乙は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、契約料の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。この業務が完了した後も同様とする。

- (1) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。
- (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(管轄裁判所)

第25条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第26条 本契約書に定めのない事項又は契約の条項に疑義を生じたときは、財務規則によるほか、必要に応じて甲乙協議のうえ決するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和8年7月28日

甲 神戸市中央区下山手通5-10-1  
兵庫県  
兵庫県知事 齋藤元彦

乙 所在地  
名称  
代表者名

印

## 誓 約 書

暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

### 記

- 1 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は第 3 号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号。）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記 1 又は 2 に該当する者をその受託者としないこと
- 4 上記 1, 2 及び 3 に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 8 年 7 月 28 日

兵庫県知事 様

所 在 地  
名 称  
代表者職氏名